

IX-91

15

9 - 3  
2 - 57

# 1. 啓蒙宣伝費は如何

1、啓蒙宣伝費は如何  
今回の市町村教育委員会設置のための準備費六八〇万円のうち、啓蒙宣伝費は約三〇〇万円で、ポスターは有権者三〇〇人当り一枚、壁新聞は有権者一〇〇人当り一枚、リーフレットは有権者二〇人当り一枚の割合で予算をとつて準備し、出来次第現物を流します（九月十五日頃到着予定）。

市町村教育委員会

市町村教育委員会の設置費については、地方財政平準交付金によるものであります。市町村教育委員会は、その財政需要額について、自治厅と連絡してあるとともに、大藏省との接觸中であります。

3. 地方教育委員会はとりあえず設置しておき、校会において、委員会を諮詢校会にするという動きを聞くが文部省の態度如何。

とにかく、現行法が断行されたのである。各市町村に任期四年と任期二年の教育委員会をもつて組織される教育委員会が設置されるのであるから、これらの教育

### 3. 地方教育委員

委員会を一挙に廢止したり、その性格を根本的に改めるような改正はできないと思う。しかし、又やるべきでもないと思う。しかし、そのためには、その運営の実態にからんが多うし、又やるべきでもないと思う。

4. 協議会で教員人事を世子議定  
正月十一日

協議会の規約で事務の管理及び執行の方は、  
権を行使する者を協議会の担任する事務に従事する職員の中から選任しておく。

5.  
教育事務につ

教育委員会が審査す  
る所だ。

ベテラン

一  
ナ  
ル  
大  
三  
九

相良

6. 県・市町村の各教育委員会間にありて事務の委託はできるか。
- 地方自治法第二百五十二条の十四の規定により、普通地方公共団体間にあける委託であるから可能である。

7. 教育長は専仕のみを認めるか。

「教育長は、法律上専仕のみに限らることはないのであるが、本末教育長は、教育委員会制度の一つの大手本特色であり、教育委員会の最も補助機関として教育委員会の処理するすべての事務をつかさどらせるのであるから専仕であることを希望ましい。又専仕でなければ、充分な教育行政の執行は、困難であると考える。

8. 郡、単位と教育長と共同設置することはできますか。又各町村の教育委員会には事務局を設立し、郡単位に事務局を設置することはできますか。

「郡單位と、教育長と共同設置することは、法律上は、不可能ではないうが、教育

9. 教育長を得られないとされ、どうすらが。

「本年十一月一日は、教育委員会法により、横すべりによる教育長ができるわ  
い。又事務局の共同設置の意味が不明であるが、事務局と構成する職員と各教  
育委員会とあらず、共同設置することであるならば、法律上はともかくとして、  
教育委員会の運営上、不可能であると言ふ。  
困難

10. 小さりである。

組合方式をすることだけだが。

次のとつ公庫から余りおますべからず。

一つは、組合の組織運営に伴うなりの困難があると考えられるとしてある。即ち、現行法の弊において、日々の町村に教育委員会を置かなければならぬとするためには、日々の町村に教育事務を幾つかないまゝに教育事務の全部についての一部事務組合をつくり、その一部事務組合に教育委員会を設けなければならぬ。この場合

(1) いかなる範囲の町村が組合を構成するか。

(2) 教育委員の選舉告示の前までに(この短期間に)関係町村の長と議会の意志が完全に一致するかどうか。

(3) 関係市町村から組合へ教育財産や管造物の引継が円滑に行われるかどうか。  
(4) 学校建築や社会教育に関する事務が、日々の町村と無関係な組合の教育委員会によりて運営できるかどうか、困難が予想されるのである。

二つ目は、現在各町村によつて一応行われている、就学事務、学校建築、社会教育等

の教育事務を、すべて組合の教育委員会に吸収にして、日々の町村には今後どのような機能を全然与せなくなるのであるが、それで教育行政の運営が果して直々に行へかどうか疑問である。

三つ目は、今回の地方自治法の改正によつて広域行政を必要とする、教育員の人事や指導の事務は協議会、機関の共同設置、委託等の方式による共同処理も考えらるるが、この点は、まだ未だ考慮して、日々の町村には手を加えず、事務処理に工夫を加えることによつて問題を解決できると考え、あえて困難を予想される組合方式を無理にてとる必要もないと考える。

教育委員会法が三条の組合に市が加入できるか。

教育委員会法が三条但書は町村が、教育事務の全部を共同処理するため一部事務組合を設けて、そこへ教育委員会を置くことができることを規定したもので自治法が二八月令の特別を規定したものであり、この一部事務組合には市は加入できない。

学校組合(例、中学校の維持運営の一部事務組合)は、教育委員会法二百八十七条の規定によると、その組合の権利で教育機関の組織及び運営の方針を定めることとなるので、

学校組合に教育委員会法に規定する公選による教育委員会を置かなくてもあり、わけである。しかし学校組合の教育事務を管理する機関はその組織及び選任の方法を除けば地方自治法方に二条の規定により教育委員会法の規定が準用されるので、教育委員会の機能を兼ね執事機関由組合に置かれなければならぬ。

法律的には絶対に移管しなければならぬことはこれをなし  
例をば次に掲げよう。よつた支障がおこる。

向々の町村から見れば学校の施設は、教育用財産でなく、單なる町村の財産にしかすぎない。したがつて学校施設に対する六、三はそういう町村の財産には配付できな~~い~~。また、組合の側から見れば学校ではあっても借物にすぎないから、それに対しア六、三補助金の配分はできなか。

部事務組合に対する六・三補助、平衡交付金の措置はどうなるか。

六、三補助は一部事務組合に対して交付され、地方財政平衡交付金は組合を構成する町村に対して交付される。〔地方財政平衡交付金法第ニ条オ一号〕、〔オ二号〕。

## 一 選舉

教育委員会を設置しなければ、混亂が起るとどうがどのよろる混亂が起るか。

答 市町村における教育委員会は~~はなはだしく~~機関が成立するが、転務を執行することができない。

、例えば学校の管理ができなくなり、教員の任命、免職、懲戒、転任等一切の身分上の

命令が行えなくなる。

2 日教組が教育委員会選上手序をやめらるゝが、このような行為は法律上取締ることができる。

答 質問の具体的な行為について考える必要があるが、個々の場合に応じて地方公務員法廿二十九条あるいは三十六条に該当することもある。

3 支部名は市町村ごとに教育委員会を設置することを方針として掲げてゐるが、何故に一部事務組合方式による教育委員会の設置とされたか。

答 一部事務組合方式による場合、九月二十五日市町村組合を設立し、組合の選挙管理委員会が選舉の告示を行わなければならぬので、時目的に困難である。また一部事務組合の設立においては、学校との他の財産、選舉物の組合へ移管を必要とするが、同時に町村の意見が完全に一致するところが必要なので設立について相手の困難が予想され、設立後も運営を考へても、その円滑性、有効性が望み難いと思われるからである。

4 従事務組合を設置しない場合には、個々の構成市町村に教育委員会を置くべきか、組合に置くべきか。

## 二 選舉

1 町村の選舉管理委員会が選舉の告示をしなければどうあるか、この場合において、町村の選管に告示せめる方法はいかが、選管の委員に罰則の適用はいかが。

答 選管は、公選法三十三条第六項の規定によれ、選舉期日の告示をしなければならないが、つづきがくる事態はありえるものと考るが、万一千があることより予想される場合は、地方自治百八十六条二項の規定により、都道府県の選管は、町村の選管に對し、告示すべきことを指示し、ちが、且つ公選法の定める期日に告示しなかつときは、都道府県の選管が、町村の選管と代りて、告示するには、勿論下す能があり、なんとも方法がない。なお、告示したがつた場合~~は~~、所村の選管の委員には、公選法二百二十六条の罰則の適用が~~ある~~ものと考えうゆる~~が~~、これは選管の当然の義務であり、この義務を怠ることは法の全く違和しないところである。

2 九月二十、五日から十一月一日まで同時に町会合併を行なうとしている町村にあつては、ちて  
え選舉の告示をして選舉を行なつて教育委員会は設置しそうにあります。このたうる町村で  
は選舉を行なわなくてよい。

答 まづ、かかる場合は、選舉を行なうけむほぢうち。しかし、かたうる場合には、町会合  
併せ告示（九月二十日）前にしておこう。

3 告示はしたが、立候補者がたり場合はどうぞか。

答 公職選舉法百九条で、再選舉となる。

4 十月一日以後に計たんに設置される町村の教育委員会の選舉は、いつ行なうべきか。

答 現行の教育委員会法に規定が不備であるが、議員の場合において半行政例規があるが、  
その例に倣うべきだ。（神奈選舉の例により、五十日以内に、四年と二年半員の選舉を合

併して行なうことにある。もちろん十月五日の選舉期日を拘ることはず不要である。）

### 三、選舉後

1 教育委員会は、本年十一月一日成立する。

答 本年十一月一日成立する。

事務

2 町村では教育部課の長がいあらぬが多。教育係が教育課に換り去来るが、助役が教  
育長に換り去れる。

答 どの町村における教育事務の直接の責任者を換り去りさせようとする極旨であり、現実に  
この教育事務の責任者としての助役を教育長に換り去りさせることが可能である。係長は通常  
常の場合、責任者ではあり難い。

併せ

3 人事や給与につれて府県教育委員会が町村向の調整をするという方法はない。

答 改正地方自治法による協議会を設けるが、果たしてある結果条例中に規定ある規定を設け

るようすれば調整も不可能である。

参考

○ 都道府県

1. 行政委員会

公選

2. 諸向委員会

公選

○ 五大市

1. 行政委員会

公選

2. 諸向委員会

公選

○ 市

1. 行政委員会

公選

住命 (千万元以上程度の市に付置)  
(設置されず市には別段の機関  
を要するもさうする説と諸向  
委員会を付置とする説、主)

住意

住命 公選

2. 諸向委員会

公選

○ 町村

1. 行政委員会

公選

住意

住命 (市町村一部事務組合を認  
(設置されず市町村は別段の機  
公選開拓奉行)

2. 諸向委員会

公選

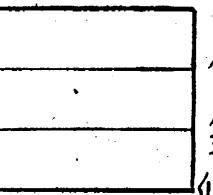
住命 (郡単位に付置する説)

令主の處

と主事と  
主事と通す

静岡県議会

に五十万の事項



質問事項

現在の市と他の町村と合併する機運ある場合の教委設

立場はいつ

二 教委設置につり賛源は如何にして行つたうる一キヤ

静岡市と平衡を保つと

所を

十七

平衡を保つと

三 事務費は年々増加する場合 委托料は何程なる哉 見込で可

持別支金を守り方正を守る

一千多九百

四 町村長又は町議會議長名をもつて候補者の推薦會を用ひ  
ことが出来るか。

個人手より

一定の手数料を取る

持別支金を守り方正を守る

五

推薦協議會に於て 或は特定の人を推薦することに決定し  
交渉委員を挙げて その特定人に交渉の結果立候補の  
承諾を得たとする。

その結果を推薦者一同に通知せんとする。この行為は法定送  
達運動者に非ざるものと為し得ざる処なりや。

静岡県議会の事項

六 施行令第十八條の委員会設置に対する市町村議会の  
決議は、今週の場合必要なりや。

今向ひ又安子  
義弟漢江

七 事務局技術職員に教員を選んでの場合給料支給者休  
業人か

如委任書之條

四

八 委員の兼職禁止の範囲を具体的に伺ひたる。

如委任書之條

九 無競争選出の場合、委員の任期は補欠で決定す  
ることとしてよいか。

(最初の四年委員、二年委員の任期)

公送

一〇 市と村に於て組合立中学校を選んでいる場合如何に  
して教育委員を選出するか。

二、一部事務組合と協議会の比較長短を専教示願いたい。

地方空同行

一括化

支拂ひの精算

三、教育長と學校長が兼ねる場合、身分の保障は如何にな  
るか。

任期解任

地方

二つ身分保障

四、共同設置は如何なる分野を共同で設置することになるか。

教育委員会は如何な組織

事務課の共同運営、自然条件限ぬべく

五、地教委が設置されることにより、後來の縣教委の権限、組織等如何なる面が削減されるか。

収益入手

支流

機施的指導

教育内容の指導

指導事務の共同運営

六、準備のまゝ選舉に入ったので、これが選舉費について今回限り何等かの国費補助ありや。

選舉費

七、經常費につけても本年度限り特別の国費補助ありや。

一七、人事の交流を円満にするための方策如何

協議会式採用

一八、事務局の職員は最少何人を要するか

教育員一人

一九、教育長の適任者がないときの措置如何  
公私兼務の出来る範囲（委員）（教育長）

二〇、郡教育事務所との連絡

支拂事

二一、国庫の補助方針と見通し如何

二二、町村には大小貧富各種多様あり、人情、貳的面より  
一、教育長を得ること一二ぶる至難に思ひ小羊シカが  
何々々便法ハラフなキニ

三、議会の文政委員会の開催